

議案第 1 1 1 号

松阪市国民健康保険税条例の一部改正について

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

松阪市国民健康保険税条例（平成 17 年松阪市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 8 項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第 35 条の 2 第 6 項」を「法附則第 35 条の 2 第 5 項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 9 項の前の見出しを削り、同項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第 10 項及び第 11 項を削り、第 12 項を第 10 項とし、第 13 項を削り、第 14 項を第 11 項とし、第 15 項を第 12 項とする。

附則第 16 項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第 13 項とし、附則中第 17 項を削り、第 18 項を第 14 項とし、第 19 項を第 15 項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の松阪市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。